

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成28年3月25日

金曜日

第 4034 号

— 目 次 —

条 例

○富山県行政不服審査会条例	3
○行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	5
○富山県職員の退職管理に関する条例	11
○富山県国民健康保険財政安定化基金条例	12
○富山県産業振興のための若者定着支援基金条例	13
○学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	14
○富山県附属機関条例の一部を改正する条例	15
○富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	
○富山県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	16
○富山県職員定数条例の一部を改正する条例	17
○富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	
○富山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例	22
○県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例	
○県職員及び県費負担教職員の分限に関する条例の一部を改正する条例	23
○富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例等の一部を改正する条例	24
○知事等の給与の特例に関する条例及び富山県一般職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	26
○富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例	27
○富山県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例	64
○富山県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例	65
○富山県手数料条例の一部を改正する条例	
○富山県税条例の一部を改正する条例	81
○富山県民会館条例等の一部を改正する条例	88
○富山県利賀芸術公園条例の一部を改正する条例	89
○富山県消費生活センター条例の一部を改正する条例	
○富山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例	90
○富山県旅館業法施行条例の一部を改正する条例	91
○富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	

○富山県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	97
○富山県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	98
○富山県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	99
○富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	101
○富山県民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例	104
○富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	
○富山県薬事研究所条例の一部を改正する条例	106
○富山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	107
○富山県港湾管理条例の一部を改正する条例	
○富山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	108
○市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例	109
○富山県立近代美術館条例の一部を改正する条例	
○富山県警察の組織等に関する条例の一部を改正する条例	112

~~~~~  
**条 例**  
 ~~~~~

富山県行政不服審査会条例、行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、富山県職員の退職管理に関する条例、富山県国民健康保険財政安定化基金条例、富山県産業振興のための若者定着支援基金条例、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、富山県附属機関条例の一部を改正する条例、富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、富山県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例、富山県職員定数条例の一部を改正する条例、富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、富山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例、県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例、県職員及び県費負担教職員の分限に関する条例の一部を改正する条例、富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例等の一部を改正する条例、知

事等の給与の特例に関する条例及び富山県一般職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例、富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例、富山県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例、富山県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例、富山県手数料条例の一部を改正する条例、富山県税条例の一部を改正する条例、富山県民会館条例等の一部を改正する条例、富山県利賀芸術公園条例の一部を改正する条例、富山県消費生活センター条例の一部を改正する条例、富山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例、富山県旅館業法施行条例の一部を改正する条例、富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、富山県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例、富山県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、富山県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例、富山県民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例、富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、富山県薬事研究所条例の一部を改正する条例、富山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、富山県港湾管理条例の一部を改正する条例、富山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例、市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例、富山県立近代美術館条例の一部を改正する条例及び富山県警察の組織等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年3月25日

富山県知事 石井 隆一

富山県条例第1号

富山県行政不服審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。次条において「法」

という。) 第81条第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する機関の名称、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 法第81条第1項に規定する機関の名称は、富山県行政不服審査会(以下「審査会」という。)とする。

(組織)

第3条 審査会は、委員3人以上7人以内で組織する。

(委員の任命)

第4条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(委員の服務)

第6条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第7条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審査会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(専門委員)

第9条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 第6条第1項及び前条第4項の規定は、専門委員について準用する。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、経営管理部において処理する。

(細則)

第11条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

第12条 第6条第1項（第9条第4項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(文書総務課)

富山県条例第2号

行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(富山県情報公開条例の一部改正)

第1条 富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て等」を「審査請求等」に改める。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 審査請求等

第18条の 2 の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（審理員の指名の適用除外）

第18条の 3 行政不服審査法第 9 条第 1 項ただし書の規定により、開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求に対し裁決をすべき実施機関は、同法第 2 章第 3 節に規定する審理手続（同章第 1 節に規定する手続を含む。）を行う者を指名することを要しない。

第19条第 1 項各号列記以外の部分中「について行政不服審査法の規定による不服申立て」を「又は開示請求に係る不作為について審査請求」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に改め、「又は決定」を削り、「速やかに、」の次に「行政不服審査法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する同法第29条第 2 項の弁明書の写しを添えて」を加え、同項第 1 号中「不服申立て」を「審査請求」に、「とき。」を「場合」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されている場合を除く。

第19条第 2 項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条に次の 1 項を加える。

3 前項の裁決は、次に掲げる事項を記載し、諮問実施機関が記名押印した裁決書によりしなければならない。

(1) 主文

(2) 事案の概要

(3) 審査請求人、参加人（行政不服審査法第13条第 4 項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）の主張の要旨

(4) 理由（第 1 号の主文が富山県情報公開審査会の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。）

第20条第 1 号及び第 2 号中「不服申立て人」を「審査請求人」に改め、同条第 3 号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る公文書の開示」に、

「不服申立て人」を「審査請求人」に改める。

第21条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「又は決定」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）」に、「当該開示決定等」を「当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第22条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第25条第1項及び第3項中「審査会は、」の次に「第19条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため」を加え、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立て人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立て人等」という。）」を「審査請求人等」に改める。

第26条第1項中「不服申立て人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立て人」を「審査請求人」に改める。

第27条の見出し中「閲覧」を「閲覧等」に改め、同条第1項中「審査会は、」の次に「第25条第3項若しくは第4項又は前条第1項の規定により」を加え、「不服申立て人等」を「審査請求人等」に改め、「閲覧」の次に「（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの）の閲覧）又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付」を加え、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）別表第1の1の3の項で定める額の手数料を納めなければならない。

第29条中「不服申立て人」を「審査請求人」に改める。

（富山県個人情報保護条例の一部改正）

第2条 富山県個人情報保護条例（平成15年富山県条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第5条第4項中「第24条において」を「以下」に改める。

第23条第3項中「第41条」を「第41条第1項第2号」に改める。

第3章第4節の節名を次のように改める。

第 4 節 審査請求

第40条の 2 の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（審理員の指名の適用除外）

第40条の 3 行政不服審査法第 9 条第 1 項ただし書の規定により、開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求に対し裁決をすべき実施機関は、同法第 2 章第 3 節に規定する審理手続（同章第 1 節に規定する手続を含む。）を行う者を指名することを要しない。

第41条各号列記以外の部分中「又は利用停止決定等について行政不服審査法の規定による不服申立て」を「若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に改め、「又は決定」を削り、「除き、」の次に「速やかに、行政不服審査法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する同法第29条第 2 項の弁明書の写しを添えて」を加え、同条第 1 号中「不服申立て」を「審査請求」に、「とき。」を「場合」に改め、同条第 2 号から第 4 号までを次のように改める。

- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されている場合を除く。
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

第41条に次の 2 項を加える。

- 2 前項の規定により諮詢をした実施機関（以下「諮詢実施機関」という。）は、当該諮詢に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
- 3 前項の裁決は、次に掲げる事項を記載し、諮詢実施機関が記名押印した裁決書によりしなければならない。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査請求人、参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）の主張の要旨
- (4) 理由（第1号の主文が富山県個人情報保護審議会の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。）

第42条各号列記以外の部分中「前条の規定により諮問をした実施機関（以下「」及び「」という。）」を削り、同条第1号及び第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る保有個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第43条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「又は決定」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第49条第1項及び第3項中「第41条」を「第41条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）」を「審査請求人等」に改める。

第50条第1項中「第41条」を「第41条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第51条の見出し中「閲覧」を「閲覧等」に改め、同条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「閲覧」の次に「（電磁的記録にあっては、記録された事項を審議会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付」を加え、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、富山県手数料条

例（平成12年富山県条例第10号）別表第1の1の3の項で定める額の手数料を納めなければならない。

第52条中「第41条」を「第41条第1項」に改める。

第53条中「第41条」を「第41条第1項」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第54条中「第41条」を「第41条第1項」に改める。

（富山県職員等退職手当支給条例の一部改正）

第3条 富山県職員等退職手当支給条例（昭和37年富山県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第14条第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項」に改める。

（障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例の一部改正）

第4条 障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例（平成26年富山県条例第77号）の一部を次のように改正する。

第15条第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（富山県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第1条の規定による改正前の富山県情報公開条例の規定に基づく開示決定等又は開示請求に係る不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた開示決定等又は開示請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

（富山県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）

3 第2条の規定による改正前の富山県個人情報保護条例の規定に基づく開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しく

は利用停止請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

(文書総務課)

富山県条例第3号

富山県職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、富山県職員（以下「職員」という。）の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第2条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののか、同条第

1項に規定する再就職者のうち、同条第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、同条第1項に規定する契約等事務であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であった者（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員であった者であって引き続いで同条第2項に規定する退職手当通算法人の地位に就いているもの及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めると

ころにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

(人事委員会規則への委任)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(罰則)

第 5 条 第 3 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(人 事 課)

富山県条例第 4 号

富山県国民健康保険財政安定化基金条例

(設置)

第 1 条 国民健康保険の財政の安定化を図るため、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）附則第 6 条第 1 項の規定により、富山県国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算において定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができ

る。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(厚生企画課)

富山県条例第 5 号

富山県産業振興のための若者定着支援基金条例

(設置)

第 1 条 将来の地域産業の担い手となる若者の県内企業への定着を図り、もって県内産業の振興に資するため、富山県産業振興のための若者定着支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算において定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(労働雇用課)

富山県条例第 6 号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(富山県中小企業の振興と人材の育成、小規模企業の持続的な発展の促進等に関する基本条例の一部改正)

第 1 条 富山県中小企業の振興と人材の育成、小規模企業の持続的な発展の促進等に関する基本条例（平成24年富山県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 5 号中「高等学校」を「義務教育学校、高等学校、中等教育学校」に改める。

(富山県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例の一部改正)

第 2 条 富山県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例（平成24年富山県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第 5 条 第 1 項 第 1 号中「中学校を卒業した者」の次に「若しくは同法による義務教育学校を卒業した者」を加える。

(富山県置県百年記念県民公園条例の一部改正)

第 3 条 富山県置県百年記念県民公園条例（昭和58年富山県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 の 1 の表備考第 3 項中「とは、」を「とは」に改め、「の児童」の次に「及びこれに準ずる者」を、「含む。」の次に「並びにこれらに準ずる者」を加える。

(富山県青少年自然の家条例の一部改正)

第 4 条 富山県青少年自然の家条例（昭和49年富山県条例第46号）の一部を次のよ

うに改正する。

別表中「及び中学校の生徒」を「、中学校の生徒及びこれらに準ずる者」に改め、同表の備考の1中「児童」の次に「及びこれに準ずる者」を加える。

(富山県暴力団排除条例の一部改正)

第5条 富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「中学校」の次に「、義務教育学校（後期課程に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(教・教育企画課)

富山県条例第7号

富山県附属機関条例の一部を改正する条例

富山県附属機関条例（平成26年富山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表富山県看護系高等教育機関整備検討委員会の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(人 事 課)

富山県条例第8号

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年富山県条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第1第11項第1号中「夜間対応型訪問介護」の次に「、地域密着型通所介護」を加え、同項第4号中「介護保険法の規定による」の次に「地域密着型通所介護、」を加え、同表第16の3項第2号中「富山県農業会議」を「都道府県機構」に改め、

同表第31項を次のように改める。

31 削除

別表第1中第36項を第37項とし、第35項の次に次の1項を加える。

36 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく事務のうち、施行規則で定めるもの

別表第2第1項中「第31項」を「第30項」に、「第35項」を「第36項」に改める。

別表第3第1項中「第31項」を「第30項」に、「第35項」を「第36項」に改め、

同表第7項第63号中「富山県農業会議等」を「農業委員会等」に改める。

別表第4第29の3項を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第1第31項の改正規定並びに別表第2第1項及び別表第3第1項の改正規定（「第31項」を「第30項」に改める部分に限る。）は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（市町村支援課）

富山県条例第9号

富山県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

富山県住民基本台帳法施行条例（平成14年富山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第3項中「及び第32条第1項」を「若しくは第32条第1項若しくは附則第3条第1項若しくは第6条第1項又は児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第207号）附則第4条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（市町村支援課）

富山県条例第10号**富山県職員定数条例の一部を改正する条例**

富山県職員定数条例（昭和27年富山県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「920人」を「991人」に、「2,854人」を「2,859人」に、「8,003人」を「8,079人」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(人 事 課)

富山県条例第11号**富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び富山県一般職の****任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例**

(富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第1条 富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年富山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	円 371,000
2	419,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

第7条第2項中「人事委員会規則で定める基準」を「次の号給別基準職務表」に改め、同項に次の表を加える。

号給	基準となる職務
----	---------

1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職務
2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務
3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難で重要な職務
6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で重要な職務
7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で特に重要な職務

第 8 条第 2 項中「、6 月に支給する場合においては 100 分の 122.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 137.5」を「100 分の 122.5」に改め、「100 分の 155」と」の次に「、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 160」と」を加える。

(富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第 2 条 富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 13 年富山県条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改める。

第 5 条第 1 項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	円 393,000
2	453,000
3	515,000
4	595,000
5	692,000
6	790,000

第 5 条第 2 項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	円 327,000
2	363,000
3	391,000

第 5 条第 3 項中「人事委員会規則で定める基準」を「それぞれ次の各号に掲げる号給別基準職務表」に改め、同項に次の 2 号を加える。

(1) 第 1 号任期付研究員 号給別基準職務表

号給	基準となる職務
1	高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務
2	高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務
3	特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務
4	特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務
5	極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務
6	極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において極めて優れた研究者と認められている者がその知識経験等

に基づき特に困難な研究で特に重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき特に重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務

(2) 第 2 号任期付研究員 号給別基準職務表

号給	基準となる職務
1	博士課程修了直後の者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務
2	博士課程修了後、特別研究員制度（特別の法律により設立された法人等によって運営され、主として博士課程を修了した優れた研究者に国立試験研究機関等において研究する機会を提供することを内容とする制度をいう。）等により数年にわたり研究に従事したことのある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務
3	博士課程修了後、相当の期間にわたり研究に従事したことのある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務

第 6 条第 2 項中「、6 月に支給する場合においては 100 分の 122.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 137.5」を「100 分の 122.5」に改め、「100 分の 155」との次に「、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 160」と」を加える。

（富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第 3 条 次に掲げる条例の規定中「第 22 条第 2 項中「」の次に「、「6 月に支給する場合においては」を加え、「」とあるのは「100 分の 155」と、「」を「、「12 月に支給する場合においては」に、「100 分の 160」を「100 分の 157.5」に改める。

- (1) 富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 8 条第 2 項
- (2) 富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第 6 条第 2 項

附 則

（施行期日等）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中第 1 条及び第 7 条

第 2 項の改正規定、第 2 条中第 1 条及び第 5 条第 3 項の改正規定並びに第 3 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定（富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第 7 条第 1 項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定及び第 2 条の規定（富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第 5 条第 1 項及び第 2 項の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定は平成 27 年 4 月 1 日から、第 1 条の規定（任期付職員条例第 8 条第 2 項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定及び第 2 条の規定（任期付研究員条例第 6 条第 2 項の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定は平成 27 年 12 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

第 2 条 第 1 条の規定（任期付職員条例第 1 条及び第 7 条第 2 項の改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の任期付職員条例又は第 2 条（任期付研究員条例第 1 条及び第 5 条第 3 項の改正規定を除く。以下同じ。）の規定による改正後の任期付研究員条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の任期付職員条例又は第 2 条の規定による改正前の任期付研究員条例の規定に基づいて支給された給与（富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 26 年富山県条例第 72 号。以下「平成 26 年改正条例」という。）附則第 5 条の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ第 1 条の規定による改正後の任期付職員条例又は第 2 条の規定による改正後の任期付研究員条例の規定による給与（平成 26 年改正条例附則第 5 条の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

第 3 条 前条に定めるもののはか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（人 事 課）

富山県条例第12号

富山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する 条例

富山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年富山県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、同条第7号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同条中第6号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

第5条第4号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 任命権者による平成27年度における人事行政の運営の状況に係る報告については、この条例による改正後の第3条第2号及び第9号の規定は適用せず、この条例による改正前の同条第7号の規定は、なおその効力を有する。

3 人事委員会による平成27年度における業務の状況に係る報告については、この条例による改正後の第5条第4号の規定は適用せず、この条例による改正前の同号の規定は、なおその効力を有する。

(人 事 課)

富山県条例第13号

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等 の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

- (1) 県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和26年富山県条例第73号）第1条
- (2) 富山県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年富山県条例第38号）第1条
- (3) 富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例（昭和48年富山県条例第1号）第1条

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(人 事 課)

富山県条例第14号

県職員及び県費負担教職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

県職員及び県費負担教職員の分限に関する条例（昭和26年富山県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の休職」の次に「及び降給」を加え、「及び休職」を「、休職及び降給」に改める。

第2条の見出し中「休職」の次に「及び降給」を加え、同条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条に次の1項を加える。

2 職員が、法第28条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、これを降給することができる。

第3条の見出し中「及び休職」を「、休職及び降給」に改め、同条第1項中「若しくは免職する」を「免職し、若しくは降給する」に改め、同条第2項中「若しくは免職」を「、免職若しくは降給」に改める。

第4条第2項中「第2条」を「第2条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(富山県職員定数条例等の一部改正)

2 次に掲げる条例の規定中「第2条」を「第2条第1項」に改める。

- (1) 富山県職員定数条例（昭和27年富山県条例第3号）第4条第4号
- (2) 県職員及び県費負担教職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例（平成19年富山県条例第52号）第3条第3項第8号
- (3) 富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号）第26条第8項
- (4) 市町村立学校県費負担教職員定数条例（昭和35年富山県条例第41号）第3条第4号
- (5) 富山県警察の組織等に関する条例（昭和29年富山県条例第21号）第6条第2項第4号

（人 事 課）

富山県条例第15号

富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例等の一部を改正する条例

第1条 次に掲げる条例の規定中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

- (1) 富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例（昭和36年富山県条例第5号）第1条第3項ただし書
- (2) 富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和35年富山県条例第38号）第5条第2項ただし書
- (3) 富山県監査委員の給与等に関する条例（昭和29年富山県条例第18号）第2条第2項ただし書
- (4) 富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例（昭和26年富山県条例第31号）第1条第3項ただし書
- (5) 富山県公営企業管理者の給料その他の給与及び旅費支給条例（昭和45年富山県条例第36号）第1条第3項ただし書

第2条 次に掲げる条例の規定中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

- (1) 富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例第1条第3項た

だし書

- (2) 富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第 5 条第 2 項ただし書
- (3) 富山県監査委員の給与等に関する条例第 2 条第 2 項ただし書
- (4) 富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例第 1 条第 3 項ただし書
- (5) 富山県公営企業管理者の給料その他の給与及び旅費支給条例第 1 条第 3 項ただし書

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例、富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、富山県監査委員の給与等に関する条例、富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例及び富山県公営企業管理者の給料その他の給与及び旅費支給条例の規定は、平成27年12月 1 日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 第 1 条の規定による改正後の富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例、富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、富山県監査委員の給与等に関する条例、富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例又は富山県公営企業管理者の給料その他の給与及び旅費支給条例（以下「改正後の知事等給与条例等」という。）の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例、富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、富山県監査委員の給与等に関する条例、富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例又は富山県公営企業管理者の給料その他の給与及び旅費支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の知事等給与条例等の規定による期末手当の内払とみなす。

（人 事 課）

富山県条例第16号

知事等の給与の特例に関する条例及び富山県一般職の職員等の給与の

特例に関する条例の一部を改正する条例

(知事等の給与の特例に関する条例の一部改正)

第1条 知事等の給与の特例に関する条例（平成16年富山県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「平成26年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「100分の15」を「100分の14」に、「100分の10」を「100分の9」に改め、同条第2項を削る。

第2条第1項中「平成26年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「100分の10」を「100分の9」に改め、同条第2項を削る。

第3条第1項中「平成26年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「100分の10」を「100分の9」に改め、同条第2項を削る。

第4条第1項中「平成26年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「100分の10」を「100分の9」に改め、同条第2項を削る。

(富山県一般職の職員等の給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 富山県一般職の職員等の給与の特例に関する条例（平成17年富山県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第1条各号列記以外の部分中「平成26年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に改め、同条第1号中「100分の3」を「100分の2」に改め、同条第2号中「100分の2」を「100分の1」に改め、同条の見出し及び条名を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(人 事 課)

富山県条例第17号

富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改め、同条第2項を削る。

第3条第3項中「人事委員会が定める」を「等級別基準職務表（別表第6）に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度のものとして人事委員会規則で定める職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする」に改める。

第8条の2第1項第1号中「412,200円」を「413,300円」に改め、同項第2号中「50,300円」を「50,500円」に改める。

第11条第2項中「別表第6」を「別表第7」に改める。

第22条の3第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項」に改める。

第23条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の95」の次に「、12月に支給する場合においては100分の85（特定管理職員にあつては、100分の105）」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の45」の次に「、12月に支給する場合においては100分の40（特定管理職員にあつては、100分の50）」を加える。

第23条の2第2項中「別表第7」を「別表第8」に改める。

附則第17項中「勤勉手当減額対象額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の0.475」の次に「、12月に支給する場合においては100分の0.425（特定管理職員にあつては、100分の0.525）」を、「勤勉手当減額基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の95」の次に「、12月に支給する場合においては100分の85（特定管理職員にあつては、100分の105）」を加える。

附則に次の2項を加える。

23 民間事業の従事者の給与との権衡を考慮して講ずる特例措置として、平成27

年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間、月額 939 円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額（附則第 13 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に 100 分の 99.5 を乗じて得た額）を給料として支給する。

24 前項の規定が適用される間、附則第 22 項の規定の適用については、同項中「給料月額と」とあるのは、「給料月額と次項の規定による給料の額と」とする。

別表第 1 から別表第 5 までを次のように改める。

	89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800					
	90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100					
	91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400					
	92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600					
	93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800					
	94		293,600	341,400							
	95		294,000	341,900							
	96		294,400	342,300							
	97		294,600	342,400							
	98		294,900	342,900							
	99		295,300	343,300							
	100		295,700	343,600							
	101		295,900	343,900							
	102		296,200	344,300							
	103		296,600	344,700							
	104		296,900	345,100							
	105		297,100	345,600							
	106		297,400	346,000							
	107		297,800	346,400							
	108		298,100	346,800							
	109		298,300	347,300							
	110		298,700	347,700							
	111		299,100	348,000							
	112		299,400	348,300							
	113		299,500	348,800							
	114		299,800								
	115		300,100								
	116		300,500								
	117		300,700								
	118		300,900								
	119		301,200								
	120		301,500								
	121		301,900								
	122		302,100								
	123		302,400								
	124		302,700								
	125		303,000								
再任 用職 員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700	439,800	520,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

	137		356,900	377,900						
	138		357,300	378,400						
	139		357,800	378,900						
	140		358,300	379,400						
	141		358,600	379,700						
	142		359,100							
	143		359,600							
	144		360,100							
	145		360,400							
再任 用職 員		240,300	252,000	256,100	287,400	303,900	318,000	341,600	376,700	408,300

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第 3 (第 3 条関係)

教 育 職 給 料 表

ア 教育職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
		号 紙	給料月額	給料月額	給料月額
	1	153,600	197,900	327,200	415,700
	2	155,100	199,600	329,400	417,500
	3	156,600	201,200	331,700	419,300
	4	158,100	202,900	333,900	421,000
	5	159,800	204,700	336,200	422,500
	6	161,700	206,400	338,400	424,000
	7	163,500	208,100	340,700	425,900
	8	165,300	209,700	343,000	427,800
	9	167,100	211,500	345,000	429,600
	10	169,200	213,400	347,100	431,400
	11	171,200	215,300	349,300	433,300
	12	173,200	217,200	351,400	435,100
	13	175,200	218,900	353,600	436,800
	14	177,400	220,900	355,600	438,700
	15	179,600	222,900	357,600	440,500
	16	181,800	224,900	359,600	442,400
	17	184,100	226,800	361,500	444,100
	18	186,700	229,500	363,400	445,900
	19	189,200	232,200	365,400	447,700
	20	191,700	234,900	367,400	449,500
	21	194,200	237,500	369,200	451,100
	22	195,900	240,300	371,100	452,800
	23	197,600	242,900	373,000	454,700
	24	199,300	245,600	374,900	456,400
	25	200,800	248,100	376,400	458,100
	26	202,500	250,600	378,200	459,700
	27	204,200	253,100	380,000	461,300
	28	205,800	255,500	381,900	462,800
	29	207,300	258,200	383,800	464,300
	30	209,000	260,600	385,700	465,600
	31	210,700	262,800	387,600	466,900
	32	212,400	265,000	389,600	468,200
	33	214,000	267,200	391,300	469,400
	34	215,800	269,400	393,000	470,100
	35	217,600	271,600	394,600	470,800
	36	219,400	273,700	396,400	471,500
	37	221,000	276,000	397,600	472,100
	38	222,800	278,000	399,100	
	39	224,600	280,000	400,500	
	40	226,400	282,000	401,900	

	41	228,100	283,900	403,600
	42	229,800	286,400	405,000
	43	231,400	288,700	406,300
	44	233,000	291,200	407,800
	45	234,600	293,400	409,400
	46	236,000	295,900	410,700
	47	237,300	298,300	412,200
	48	238,600	301,000	413,800
	49	240,100	303,400	415,500
	50	241,600	305,800	416,900
	51	242,800	308,300	418,500
	52	244,300	310,700	420,000
	53	245,600	313,100	421,700
	54	246,800	315,300	423,200
	55	248,200	317,400	424,800
	56	249,400	319,600	426,400
	57	250,700	321,900	427,900
	58	251,800	324,000	429,400
	59	253,000	326,200	430,600
	60	254,200	328,200	431,800
	61	255,500	330,400	433,000
	62	256,900	332,500	434,300
	63	258,300	334,700	435,600
	64	259,500	336,900	436,800
	65	260,900	338,800	438,000
	66	262,400	341,000	439,200
	67	264,000	343,100	440,400
	68	265,700	345,300	441,600
	69	267,200	347,300	442,800
	70	268,600	349,200	444,000
	71	270,000	351,300	445,200
	72	271,500	353,300	446,400
	73	272,600	355,100	447,500
再任	74	274,000	357,000	448,100
	75	275,400	358,800	448,600
用職	76	276,700	360,700	449,100
員以	77	278,100	362,600	449,600
外の	78	279,300	364,300	
	79	280,500	366,000	
職員	80	281,700	367,600	
	81	282,900	369,100	
	82	284,100	370,600	
	83	285,300	372,100	
	84	286,500	373,500	
	85	287,700	374,600	
	86	288,800	376,000	
	87	290,000	377,400	
	88	291,200	378,700	

	89	292,400	380,000		
	90	293,500	381,300		
	91	294,700	382,500		
	92	295,900	383,800		
	93	296,700	385,100		
	94	297,700	386,200		
	95	298,800	387,500		
	96	300,000	388,700		
	97	301,000	390,100		
	98	302,100	391,100		
	99	303,100	392,200		
	100	304,200	393,200		
	101	305,100	394,100		
	102	306,200	395,100		
	103	307,300	396,200		
	104	308,300	397,300		
	105	308,900	398,000		
	106	309,800	398,900		
	107	310,600	399,800		
	108	311,400	400,700		
	109	312,300	401,500		
	110	312,700	402,400		
	111	313,100	403,200		
	112	313,600	404,000		
	113	314,200	404,600		
	114	314,600	405,300		
	115	315,100	406,000		
	116	315,600	406,700		
	117	316,200	407,300		
	118	316,700	407,800		
	119	317,100	408,200		
	120	317,600	408,600		
	121	318,100	409,000		
	122	318,500	409,300		
	123	319,000	409,600		
	124	319,500	409,800		
	125	320,100	410,000		
	126	320,400	410,300		
	127	320,700	410,600		
	128	321,000	410,800		
	129	321,200	411,000		
	130	321,500	411,300		
	131	321,800	411,600		
	132	322,100	411,800		
	133	322,300	412,000		
	134	322,500	412,300		
	135	322,700	412,600		
	136	323,000	412,800		

	137	323,300	413,000		
	138	323,500	413,300		
	139	323,800	413,600		
	140	324,100	413,800		
	141	324,300	414,000		
	142	324,500	414,300		
	143	324,800	414,600		
	144	325,000	414,800		
	145	325,300	415,000		
	146	325,500			
	147	325,800			
	148	326,100			
	149	326,300			
	150	326,500			
	151	326,800			
	152	327,100			
	153	327,300			
再任 用職 員		232,800	273,100	329,900	414,000

備考

- 1 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に 7,700 円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
		号 給	給料月額	給料月額	給料月額
	1	153,600	169,500	287,300	405,500
	2	155,100	171,600	289,900	407,000
	3	156,600	173,700	292,800	408,500
	4	158,100	175,900	295,400	410,000
	5	159,800	177,900	297,900	411,400
	6	161,700	180,100	300,300	412,800
	7	163,500	182,300	302,700	414,300
	8	165,300	184,500	305,100	415,900
	9	167,100	186,800	307,600	417,300
	10	169,200	189,600	310,300	418,700
	11	171,200	192,300	313,000	420,100
	12	173,200	195,000	315,900	421,400
	13	175,200	197,900	318,500	422,700
	14	177,400	199,600	320,500	424,100
	15	179,600	201,200	322,600	425,500
	16	181,800	202,900	324,900	426,900
	17	184,100	204,700	327,200	428,100
	18	186,700	206,400	329,400	429,400
	19	189,200	208,100	331,700	430,600
	20	191,700	209,700	333,900	431,900
	21	194,200	211,500	336,200	433,000
	22	195,900	213,400	338,400	434,200
	23	197,600	215,300	340,700	435,500
	24	199,300	217,200	343,000	436,800
	25	200,800	218,900	345,000	438,100
	26	202,400	220,900	346,800	439,300
	27	204,000	222,900	348,700	440,300
	28	205,500	224,900	350,600	441,400
	29	207,200	226,800	352,500	442,600
	30	208,900	229,500	354,300	443,400
	31	210,600	232,200	356,000	444,200
	32	212,300	234,900	357,900	445,100
	33	213,800	237,500	359,600	446,000
	34	215,500	240,300	361,300	446,500
	35	217,200	242,900	363,000	447,000
	36	218,900	245,600	364,800	447,500
	37	220,400	248,100	366,700	448,000
	38	222,100	250,600	368,200	
	39	223,800	253,100	369,800	
	40	225,500	255,500	371,400	
	41	227,100	258,200	372,700	
	42	228,800	260,600	374,100	
	43	230,400	262,800	375,500	
	44	232,000	265,000	377,000	

	45	233,700	267,200	378,500
	46	235,200	269,400	380,100
	47	236,600	271,600	381,700
	48	238,000	273,700	383,200
	49	239,400	276,000	384,600
	50	240,800	278,000	386,100
	51	242,300	280,000	387,600
	52	243,500	282,000	389,000
	53	244,700	283,900	390,200
	54	246,100	286,400	391,500
	55	247,400	288,700	392,600
	56	248,600	291,200	393,700
	57	249,900	293,400	395,100
	58	251,100	295,900	396,300
	59	252,200	298,300	397,500
	60	253,400	301,000	398,800
	61	254,800	303,400	400,000
	62	256,100	305,800	401,000
	63	257,300	308,300	402,400
	64	258,300	310,700	403,700
	65	259,300	313,100	404,900
	66	260,700	315,300	406,000
	67	262,200	317,400	407,200
	68	263,700	319,600	408,300
	69	265,300	321,900	409,300
	70	266,800	324,000	410,500
	71	268,300	326,200	411,700
	72	269,800	328,200	412,900
	73	271,000	330,400	413,500
	74	272,200	332,500	414,300
	75	273,500	334,700	415,000
再任	76	274,800	336,900	415,500
用職	77	276,200	338,700	415,800
員以	78	277,300	340,600	416,200
外の	79	278,500	342,500	416,600
職員	80	279,700	344,300	417,000
	81	281,000	346,100	417,300
	82	281,900	347,900	417,700
	83	283,100	349,600	418,100
	84	284,300	351,400	418,400
	85	285,300	352,800	418,700
	86	286,200	354,400	419,100
	87	287,200	355,900	419,500
	88	288,200	357,400	419,800
	89	289,300	358,800	420,100
	90	290,200	360,100	420,400
	91	291,100	361,500	420,700
	92	292,000	362,900	420,900

93	292,500	364,400	421,100
94	293,200	365,700	
95	293,900	367,000	
96	294,700	368,200	
97	295,500	369,200	
98	296,300	370,200	
99	297,100	371,200	
100	297,800	372,200	
101	298,700	373,100	
102	299,200	374,100	
103	299,700	375,100	
104	300,200	376,100	
105	300,400	376,900	
106	300,800	377,800	
107	301,100	378,700	
108	301,300	379,700	
109	301,500	380,500	
110	301,700	381,500	
111	302,000	382,500	
112	302,300	383,500	
113	302,500	384,100	
114	302,700	385,000	
115	302,900	385,900	
116	303,200	386,800	
117	303,500	387,600	
118	303,800	388,300	
119	304,100	389,100	
120	304,400	389,900	
121	304,500	390,500	
122	304,700	391,300	
123	305,000	392,000	
124	305,300	392,700	
125	305,500	393,300	
126		394,000	
127		394,500	
128		395,100	
129		395,800	
130		396,400	
131		396,900	
132		397,400	
133		397,700	
134		398,000	
135		398,300	
136		398,600	
137		398,900	
138		399,200	
139		399,500	
140		399,800	

	141		400,100		
	142		400,400		
	143		400,700		
	144		401,000		
	145		401,200		
	146		401,500		
	147		401,800		
	148		402,000		
	149		402,200		
	150		402,500		
	151		402,800		
	152		403,000		
	153		403,200		
	154		403,500		
	155		403,800		
	156		404,000		
	157		404,200		
再任 用職 員		224,000	269,900	323,200	404,000

備考

- 1 この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に 7,500 円をそれぞれ加算した額とする。

別表第 4 (第 3 条関係)

研究職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	140,200	189,800	276,400	328,500	387,100
	2	141,300	192,400	278,800	330,700	390,000
	3	142,500	194,800	281,200	332,900	392,800
	4	143,600	197,200	283,700	335,000	395,600
	5	144,700	199,700	286,000	336,900	397,900
	6	146,000	202,000	288,200	339,000	400,600
	7	147,300	204,300	290,300	341,100	403,300
	8	148,600	206,500	292,300	343,200	406,000
	9	149,700	208,600	294,500	345,100	408,600
	10	151,400	210,900	297,200	347,100	411,200
	11	153,000	213,300	299,800	349,200	413,900
	12	154,600	215,600	302,600	351,200	416,700
	13	156,100	217,800	305,000	353,300	419,300
	14	158,000	220,200	307,600	355,200	422,000
	15	159,900	222,600	310,200	357,100	424,800
	16	161,900	225,000	313,000	359,000	427,500
	17	163,700	227,300	315,600	360,900	430,000
	18	165,900	230,100	317,800	362,800	432,600
	19	168,100	233,000	320,000	364,700	435,100
	20	170,200	235,900	322,200	366,700	437,700
	21	172,400	238,400	324,500	368,300	440,200
	22	174,800	241,100	326,500	370,300	442,800
	23	177,100	243,600	328,500	372,200	445,400
	24	179,400	246,300	330,600	374,100	447,900
	25	181,500	249,000	332,700	375,700	450,100
	26	183,700	251,400	334,600	377,400	452,400
	27	185,800	253,700	336,400	379,300	454,900
	28	187,900	256,000	338,300	381,200	457,400
	29	189,900	258,700	340,300	383,000	459,900
	30	191,700	260,900	342,000	384,900	462,400
	31	193,500	262,800	343,600	386,800	464,900
	32	195,200	264,900	345,300	388,700	467,400
	33	197,000	266,800	346,700	390,300	469,700
	34	198,900	268,800	348,100	392,100	472,100
	35	200,800	270,900	349,600	393,700	474,500
	36	202,700	272,900	351,100	395,500	477,000
	37	204,400	274,800	352,400	396,700	479,400
	38	206,300	276,300	353,800	398,200	481,900
	39	208,200	277,700	355,200	399,600	484,300
	40	210,100	279,200	356,600	401,000	486,800

	89	278,700	329,200	396,200		
	90	279,900	329,700			
	91	281,100	330,200			
	92	282,300	330,700			
	93	283,300	331,000			
	94	284,300	331,400			
	95	285,300	331,900			
	96	286,300	332,400			
	97	286,900	332,900			
	98	287,800	333,400			
	99	288,500	333,900			
	100	289,400	334,400			
	101	290,300	334,900			
	102	291,000	335,400			
	103	291,700	335,900			
	104	292,400	336,400			
	105	293,100	336,900			
	106	293,600	337,300			
	107	294,100	337,800			
	108	294,600	338,200			
	109	294,800	338,700			
	110	295,200	339,100			
	111	295,500	339,600			
	112	295,800	340,000			
	113	296,100	340,500			
	114	296,400	340,900			
	115	296,700	341,400			
	116	297,000	341,800			
	117	297,300	342,300			
	118	297,700	342,700			
	119	298,000	343,100			
	120	298,400	343,500			
	121	298,700	343,900			
再任 用職 員		216,300	257,500	282,300	324,700	383,200

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、本務として試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第 5 (第 3 条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級	1 級 号 給	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
		円	円	円	円	円
	1	243,300	328,600	394,300	470,100	565,300
	2	245,800	331,600	397,200	472,400	568,400
	3	248,300	334,500	400,100	474,600	571,500
	4	250,800	337,600	403,000	476,900	574,600
	5	253,100	340,300	405,700	479,200	577,500
	6	256,900	343,600	408,400	481,400	579,900
	7	260,700	346,800	411,200	483,600	582,300
	8	264,500	349,900	414,000	485,800	584,700
	9	268,100	352,900	416,600	487,800	586,900
	10	272,100	355,900	419,300	489,900	588,400
	11	276,100	359,000	422,000	492,000	589,900
	12	280,100	362,200	424,700	494,100	591,400
	13	283,900	365,300	427,200	496,200	592,900
	14	287,900	368,900	429,700	498,300	594,000
	15	291,800	372,300	432,100	500,400	595,100
	16	295,700	376,000	434,600	502,500	596,000
	17	299,500	379,600	436,800	504,600	597,200
	18	303,100	382,300	439,200	506,600	598,200
	19	306,600	385,100	441,600	508,600	599,200
	20	310,200	387,900	444,000	510,600	600,200
	21	313,800	390,800	446,000	512,400	601,200
	22	317,500	393,400	448,400	514,200	
	23	321,000	396,000	450,800	516,100	
	24	324,700	398,600	453,100	518,000	
	25	328,200	400,900	455,300	519,700	
	26	331,000	403,200	457,600	521,500	
	27	333,700	405,500	459,800	523,300	
	28	336,300	407,800	462,100	525,100	
	29	339,100	410,200	464,300	527,000	
	30	341,400	412,300	466,600	528,800	
	31	343,600	414,300	468,900	530,600	
	32	346,000	416,400	471,100	532,400	
	33	348,400	418,500	473,100	534,000	
	34	350,800	420,500	475,200	535,800	
	35	353,100	422,500	477,300	537,500	
	36	355,600	424,500	479,400	539,300	
	37	358,000	426,600	481,500	540,900	
	38	360,400	428,600	483,300	542,500	
	39	362,800	430,600	485,100	543,900	
	40	365,200	432,600	486,900	545,500	

	41	367,500	434,600	488,600	547,000
	42	368,900	436,400	490,400	548,400
	43	370,400	438,100	492,200	549,800
	44	371,900	439,900	494,000	551,100
再任	45	373,400	441,800	495,600	552,300
用職	46	374,800	443,600	497,300	553,300
員以	47	376,300	445,400	499,100	554,300
外の	48	377,800	447,100	500,900	555,300
職員	49	379,100	448,900	502,500	556,300
	50	380,100	450,600	503,800	557,200
	51	381,100	452,400	505,100	558,100
	52	382,100	454,200	506,400	559,000
	53	383,100	456,100	507,700	559,800
	54	384,000	457,300	509,000	560,700
	55	384,900	458,500	510,300	561,600
	56	385,800	459,700	511,600	562,500
	57	386,800	460,900	512,600	563,400
	58	387,700	461,900	513,400	564,300
	59	388,500	462,900	514,200	565,200
	60	389,300	463,900	515,000	565,900
	61	390,100	464,700	515,900	566,800
	62	390,600	465,400	516,700	567,700
	63	391,000	466,100	517,600	568,600
	64	391,500	466,800	518,400	569,500
	65	391,800	467,500	519,300	570,400
	66		468,200	520,200	
	67		468,900	520,900	
	68		469,600	521,800	
	69		470,100	522,700	
	70		470,800	523,500	
	71		471,500	524,400	
	72		472,200	525,300	
	73		472,600	526,100	
	74		473,200	527,000	
	75		473,900	527,900	
	76		474,600	528,600	
	77		475,000	529,400	
	78		475,600	530,300	
	79		476,200	531,200	
	80		476,700	532,100	
	81		477,300	532,900	
	82		477,800	533,800	
	83		478,300	534,700	
	84		478,800	535,600	
	85		479,200	536,400	
	86		479,800	537,300	
	87		480,200	538,200	
	88		480,700	539,100	

	89		481,200	539,900		
	90		481,800			
	91		482,400			
	92		482,800			
	93		483,300			
	94		483,900			
	95		484,500			
	96		485,100			
	97		485,600			
再任 用職 員		295,000	337,400	391,800	464,800	564,700

備考 この表は、病院、厚生センター等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

		290,100	326,700	347,500	389,600			
93		290,300	326,900	347,800				
94		290,500	327,300	348,100				
95		290,800	327,600	348,400				
96		291,200	327,800	348,700				
97		291,500	328,100	349,100				
98		291,700	328,400	349,500				
99		292,000	328,700	349,900				
100		292,300	328,900	350,400				
101		292,500	329,200	350,800				
102		292,700	329,600	351,200				
103		293,000	329,800	351,600				
104		293,300	329,900	352,100				
105			330,200					
106			330,600					
107			330,800					
108			331,000					
109			331,400					
110			331,800					
111			332,200					
112			332,400					
113								
再任 用職 員		187,500	214,100	242,300	255,700	280,900	321,600	363,800

備考 この表は、病院、厚生センター、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、

獣医師、保健師、栄養士、診療放射線技師その他の職員で人事委員会規則

で定めるものに適用する。

	93	279,400	313,100	346,600	364,700	391,400		
	94	280,400	313,800	347,200	365,200			
	95	281,300	314,500	347,900	365,600			
	96	282,300	315,100	348,500	365,900			
	97	283,200	315,800	348,900	366,500			
	98	284,000	316,100	349,300	367,000			
	99	284,600	316,700	349,800	367,500			
	100	285,500	317,400	350,200	368,000			
	101	286,300	317,800	350,700	368,600			
	102	287,100	318,400	351,100	369,100			
	103	287,900	319,000	351,600	369,600			
	104	288,700	319,600	352,000	370,000			
	105	289,400	320,000	352,300	370,600			
	106	289,900	320,500	352,800	371,100			
	107	290,400	321,000	353,200	371,600			
	108	290,900	321,500	353,500	372,100			
	109	291,100	321,900	354,000	372,700			
	110	291,400	322,300	354,500	373,100			
	111	291,600	322,600	355,000	373,600			
	112	292,000	322,900	355,500	374,100			
	113	292,300	323,300	356,000	374,700			
	114	292,500	323,700	356,500				
	115	292,900	324,100	357,000				
	116	293,200	324,400	357,400				
	117	293,500	324,600	357,800				
	118	293,800	324,900	358,200				
	119	294,100	325,300	358,700				
	120	294,500	325,500	359,200				
	121	294,800	325,700	359,600				
	122	295,200	326,000	360,100				
	123	295,500	326,300	360,600				
	124	295,900	326,600	361,100				
	125	296,100	326,800	361,400				
	126	296,300	327,100					
	127	296,600	327,500					
	128	297,000	327,700					
	129	297,200	327,800					
	130	297,500	328,100					
	131	297,900	328,500					
	132	298,300	328,700					
	133	298,500	329,000					
	134	298,800	329,400					
	135	299,200	329,800					
	136	299,500	330,200					
	137	299,700	330,500					
	138	300,000	330,900					
	139	300,400	331,300					
	140	300,700	331,700					

	141	300,900	332,000					
	142	301,300	332,400					
	143	301,700	332,700					
	144	302,000	333,100					
	145	302,100	333,400					
	146	302,400	333,800					
	147	302,700	334,200					
	148	303,100	334,600					
	149	303,300	334,900					
	150	303,500	335,300					
	151	303,800	335,700					
	152	304,100	336,100					
	153	304,500	336,400					
	154	304,700						
	155	304,900						
	156	305,200						
	157	305,500						
	158	305,800						
	159	306,100						
	160	306,400						
	161	306,800						
	162	307,100						
	163	307,400						
	164	307,700						
	165	308,100						
	166	308,400						
	167	308,700						
	168	309,000						
	169	309,400						
再任 用職 員		233,900	254,200	261,400	271,600	287,900	325,000	369,400

備考 この表は、病院、障害児入所施設等に勤務する保健師、助産師、看護師、

准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第 7 を別表第 8 とし、別表第 6 を別表第 7 とし、別表第 5 の次に次の 1 表を加える。

別表第 6 (第 3 条関係)

等 級 別 基 準 職 務 表

(1) 行政職給料表

職務の級	基準となる職務
1 級	定型的な業務を行う職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3 級	1 本庁の係長の職務 2 出先機関の班長の職務
4 級	1 本庁の特に困難な業務を分掌する係の長の職務 2 出先機関の特に困難な業務を分掌する班の長の職務
5 級	1 本庁の課長補佐の職務 2 出先機関の課長の職務
6 級	1 本庁の課長の職務 2 出先機関の長の職務 3 困難な業務を所掌する出先機関の課長の職務
7 級	1 本庁の局又は部の室長の職務 2 困難な業務を所掌する出先機関の長の職務
8 級	1 本庁の局又は部の次長の職務 2 特に困難な業務を所掌する出先機関の長の職務
9 級	1 本庁の局長又は部長の職務 2 特に困難な業務を所掌する規模の大きい出先機関の長の職務
10 級	本庁の特に困難な業務を所掌する局又は部の長の職務

(2) 公安職給料表

職務の級	基準となる職務
1 級	巡査の職務
2 級	主任の職務
3 級	1 本部又は警察署の係長の職務 2 困難な業務を処理する主任の職務

4 級	1 本部の課長補佐の職務 2 本部の困難な業務を分掌する係の長の職務 3 警察署の課長の職務 4 警察署の特に困難な業務を分掌する係の長の職務
5 級	1 本部の困難な業務を処理する課長補佐の職務 2 警察署の困難な業務を分掌する課長の職務
6 級	1 本部の次席の職務 2 警察署の次長の職務
7 級	1 本部の課長の職務 2 警察署の長の職務
8 級	1 本部の参事官の職務 2 困難な業務を所掌する警察署の長の職務
9 級	1 本部の部長の職務 2 特に困難な業務を所掌する警察署の長の職務

(3) 教育職給料表

ア 教育職給料表(1)

職務の級	基準となる職務
1 級	高等学校又は特別支援学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務
2 級	1 高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務 2 高等学校又は特別支援学校の実習教諭又は主任寄宿舎指導員の職務
3 級	高等学校又は特別支援学校の教頭の職務
4 級	高等学校又は特別支援学校の校長の職務

イ 教育職給料表(2)

職務の級	基準となる職務
1 級	中学校又は小学校の講師、助教諭又は養護助教諭の職務
2 級	中学校又は小学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務
3 級	中学校又は小学校の教頭の職務
4 級	中学校又は小学校の校長の職務